

# 契約者情報登録申請書

201●年 4月 1日

町田市長 様

所在地 東京都町田市森野〇丁目×番△号

名称 株式会社 町田〇〇

代表者 代表取締役 契約 太郎

代表  
者印

町田市との契約締結にあたり、記載内容に相違ないことを誓約のうえ、  
契約名義の表記等について下記のとおり申請します。

## 本社情報

フリガナ マチダマルマル

名称 株式会社 町田〇〇

本店所在地 (〒194-0022)  
東京都町田市森野〇丁目×番△号

代表者 役職 代表取締役

フリガナ ケイヤク タロウ

氏名 契約 太郎

連絡先 電話 042-724-XXXX

FAX 042-724-XXXX

## 契約代理人情報

(代表者以外の者を契約名義人とする場合は、下記の各欄に記載してください。)

所属営業所 名称 中町営業所

所在地 (〒194-0021)  
東京都町田市中町〇丁目×番△号

契約代理人 役職 所長

フリガナ ケイヤク ジロウ

氏名 契約 次郎

連絡先 電話 042-724-XXXX

FAX 042-724-XXXX

## 押印欄

使用印又は代理人印

代  
理  
人  
印

代表者印を使用する  
場合は押印不要です

### 【契約代理人に関する注意事項】

契約代理人は、代表者から委任を受けて「入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行う者」です。代表者を契約代理人として登録することはできません。契約代理人を置いた場合、町田市との契約について、以下の権限が契約代理人に委任されることになります。

- 見積り及び入札について
- 契約に関すること
- 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 支払金の請求及び領収について ○支払期のきた利札の請求及び領収について

※代表者が町田市と直接契約する場合は本店が、契約代理人が町田市と契約する場合は契約代理人が所属する営業所等が町田市と契約する営業所となります。

使用印は、代表者本人が、実印以外の印鑑を契約書その他、町田市との契約に関する手続きに使用するためのものです。そのため、使用印は陰影により、代表者が特定できるものである必要があります。社判、会社印は使用印として使えませんので注意してください。また、代理人印も使用印同様、「支店印」、「営業所印」等は認められません。代理人が特定できるもの（「支店長之印」、「営業所長之印」等）を押印してください。